

2016 年 2 月 29 日

小金井市公立保育園運営協議会（第 1 期）
報告書（ドラフト）

1. はじめに

2. 運営協議会について

(1) 発足の経緯

小金井市公立保育園の運営に関して「保育業務の総合的見直し」（資料 1）が職員組合に提示されたのが平成 25 年 7 月。ほぼ同時期に小金井市公立保育園父母の会（通称五園連）に対し、対市懇談会の席上で協議の申し入れがあった。それまでも市当局（子ども家庭部）と五園連の間では、年に数回の対市懇談会を実施していたが、市の申し入れは議題や委員を取り決め、月 1 回程度の頻度で協議を行っていくというものである。平成 25 年 9 月には文書にて正式に市当局から五園連に対して文書「小金井市公立保育園運営協議会の設置にあたって」（資料 2）が示され、会議を公開とすること等を確認したうえで、11 月の第 1 回の会議開催となったが、協議の進め方や会議の目的、最終的な取り纏めのイメージの共有等はその時点で十分に出来ていたわけではなかった。そのため、運営協議会第 1 回～第 3 回までに以下の点についての確認を行った。

(1) 共同委員長形式について

第 1 回会議にて市側より提示された小金井市公立保育園運営協議会設置要綱（以下、設置要綱）では、委員長は子ども家庭部長が務めることが規定されている。

これに対し、第 1 回会議冒頭にて、五園連側より市側に対し、当初の要綱を改正し、市と五園連側双方から委員長を選出する共同委員長形式とすることの申し入れを行った。第三者がない中で、会議の中立性を担保とするための五園連側からの申し入れであったが、市側はこれを受け入れ、第 2 回の協議会にて改正された要綱が市側から示され、共同委員長形式による運営を行うこととした。

(2) 運営方針（覚書）の締結について

設置要綱では、当協議会の所掌事項として以下の 3 点を規定している。

- ① 公立保育園における保育サービスの現状確認及び評価に関する事項
- ② 保護者が求める保育事業（保育ニーズの確認等）に関する事項
- ③ 前 2 号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために検討が必要な事項

また、「小金井市公立保育園運営協議会の設置にあたって」（資料 2）では、市側から五園連側に対して、以下の申し入れが行われている。

「今回設置する保護者の皆さん、職員等で組織する小金井市公立保育園運営協議会において公立保育園の質の向上、あり方、役割等について忌憚のないご意見をいただきたい」

更に、「保育業務の総合的見直し」（資料1）の中では、平成27年度からの公設民営化及び将来の民設民営化などが記されている。民営化を前提とした議論の進め方ではないという点については、会議を始める以前から市と五園連側で口頭では確認を行っていたが、一方で、協議会は「委託の是非を問う場では無い」とする市の説明に対し、五園連側からはどこまでが協議会の議論の対象となるのか不明で形式的に父母の意見を聞いているだけの会ではないか、という意見もでていた。公立保育園の運営に関する関係者のみで協議を行うことは内部の事情をよく分かっていることから、詳細な協議が期待できる一方で、通常の審議会のように、第三者や公募委員が含まれない中で多様な意見をどう吸い上げていくかという課題も五園連側からは指摘をしていた。他にも、会議の進め方や資料の提示のスピード等が不明な中、取り纏め期日を決めた会議の進め方には懸念の声も出ていた。そのため、第2回協議会にて、協議会を運営していくうえでの取り決め（覚書）を締結した。（資料3）

（覚書の要約）

尚、平成18年に纏められた児童福祉審議会答申では、保育業務の見直しの結論として「今後、保育業務の十分な改善が見られない場合は、保育の運営協議会等で民間委託の計画・内容について、検討することとし、当面は現行の市立園を維持することが望まれる」としている。また、保育業務の評価については、行政担当者、保育園職員、利用者、学識経験者等による協議会にて「市立園の0保育業務を適切に評価して今後のあり方を検討し、保育の質の維持と向上に資するための協議会を設置することが望まれる」となっている。本協議会をはじめにあたり、市と五園連側で、本協議会は児童福祉審議会の答申と関連したものではなく、あくまで設置要綱や「設置にあたって」で規定される会議であることを確認している。

（3）工程表の確認

協議会のスケジュール及び大凡の議論の進め方を共有するため、第2回会議にて五園連側より工程表（イメージ）を提示。第5回会議にて平成26年度までの工程表を確認。第18回会議にて平成27年度までの工程表を確認した。工程表では、議論の柱として「公立保育園を取り巻く環境（保育業務の総合的見直し等）」「保育の質の現状確認及び評価」「保護者が求める保育事業」「当面の課題」を示している。また、運営協議会にて、父母向けアンケートを実施することや、民間園などへの現場視察を行うことを確認している。（なお、工程表で父母（市民）に対する広報の強化や意見交換会の実施等を記しているが、この点は今

回の任期中には実施できず、次期協議会への申し送り事項となる)

(4) 協議経過

覚書の締結及び工程表の確認を受け、第2回～第〇回までを中心に「保育業務の総合的見直し」に関する質疑を行ったが、現時点においても五園連側からの資料要求に対して、市側から回答は出ていない。また「保護者が求める保育ニーズ」については、保育計画、のびゆく小金井子どもプランで示されている市の事業や運営協議会に実施したアンケートなどで一定の協議を行うことができた。「保育の質の現状確認及び評価」については、運営協議会にて実施したアンケートのほか、園側からテーマごとに具体的な保育内容について説明があり、保育者が保育を行う上で大事にしている点などを共有することが出来ている。また、工程表の柱として「当面の課題」を設けているが、昨今の保育士の欠員問題や体制面での課題を中心に議論を行っている。更には、平成27年6月から12月にかけて小金井市保育問題検討協議会が執り行われ、運営協議会から2名の委員が参加した。運営協議会と検討協議会は連携していくことが確認されており、運営協議会では検討協議会での協議内容について一定の検討を行っている。以下次章でこれらの協議内容に関して取り纏めを行う。

3. 協議内容

(1) 公立保育園を取り巻く環境と総合的見直しについて

資料1「保育業務の総合的見直し」及び資料〇「五園連側質問及び回答」参照
(検討協議会での協議内容や答申も参考)

①総論(現状)

(市側)

「子ども施策にかかる費用等を考慮し、運営形態の見直し(民営化)を行うこととする」待機児童や保育ニーズが増えている一方で、市の財政状況は厳しいため、保育施策の総合的見直しが急務(⇒財政面等を理由とした民営化を主張)

(五園連側)

- ・現状や課題認識を含め、財政面に内容が終始しており、保育の中身や質に関する検討が全くされていないなかで結論を導いている点は理解が出来ない。民営化による保育への影響については、十分な検討が必要である。
- ・福祉や子ども施策の観点から予算が必要だとしても、必要な施策まで削減することは許されず、財源は広く検討する中で捻出されなければならないものである。(お金がないから待機児童対策が出来ないということにはならないし、同様にお金がないから民営化をするというのも理解は出来ない)。(お金に色はな

い)。市の長期計画で子ども施策を重点施策としていることも考慮すべき。(→予算・財政の話は最後は政治の話になっていくが、まずは、公立保育園利用者の観点で意見の取りまとめを行う。)

②課題

ア. 待機児童の解消に向けた取り組み

→公立保育園に入園をしても、2人目や兄弟、知人関係もある。

定員の弾力化など直接的な影響だけでなく、市の子育て施策を通じての影響もあり、大きな課題と認識。

イ. 子育てに係る多様な市民ニーズ充足に向けた取組

→(3)参照

ウ. 老朽化する保育施設の維持・管理に係る取り組み

→施設白書参照及び検討協議会での議論も参照。建替えを前提とした財政効果を主張する議論は理解できない。

(2) 保育の質について

- ・保育の質とは? →保護者からの視点とアンケート
- ・保育理念(子どもの最善の利益、保護者の就労支援等)
- ・保育現場より →園長先生からの発表内容

(3) 保護者が求める保育ニーズについて

- ・保育ニーズの捉え方と保護者アンケート(五園連意見書・要望書とその回答)
(ニーズはある一方、現状の保育への影響の懸念)
- ・個別各論

「保育計画、のびゆく」での市が検討している事業を含む

20時までの延長保育、休日保育、障がい児保育、病児・病後児保育、災害対策、施設面など) 19時までの延長保育の一時利用など。

④当面の課題

保育士体制

- ・当面の欠員やこま切れ保育の問題

欠員状況と、こま切れ保育の課題、子どもたちや父母への影響、採用募集にかけているコストなど

- ・総合的見直し期間中における正規職員採用の中断による問題

正規職員の欠員の推移と代替要員(任期付又は非正規職員)の推移

保育の継承や中長期体制への懸念。協議会の議論への影響。
特に所謂兵糧攻めに対する懸念。

4. あるべき公立保育園の姿について

- ・公立保育園の役割について（検討協議会報告より）
保育のスタンダードの提供、中核施設としての役割。3歳児の受け皿
- ・実現に向けた課題（財政、保育士体制を含む）

資料：設置要綱、総合的見直し、覚書、工程表、父母向けアンケート、五園連意見・要望書とその回答、現場視察、検討協議会報告書、保育士体制に関する五園連意見書
園側からの保育内容に関する説明資料等